

【指定関係Q & A】

Q 1 改めて総合事業の新規指定申請を行う必要があるか？

A

- (1) 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業所（みなし指定）

総合事業の指定があったものと見なされるので新規指定手続きは不要です。

なお、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までのため、同年4月1日以降もサービス提供を行う場合は、平成29年度中に指定更新手続きを行う必要があります。更新手続きについては別途ご案内します。

- (2) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所

総合事業の新規指定申請を行う必要があります。通常受付（前月15日までに申請）とは異なる取扱いとなりますので、ご注意願います。平成29年4月1日から新規指定を受ける場合は平成28年12月～平成29年1月に受付する予定です。

【受付スケジュール（予定）】

受付期間	平成28年12月1日～平成29年1月31日
審査期間	平成29年2月1日～平成29年2月27日
指定通知書発送	平成29年2月27日

Q 2 指定の有効期間はどのくらいか？

A

- (1) みなし指定事業所・・・平成30年3月31日まで
(2) 訪問介護及び通所介護と一体的に運営する事業所・・・本体の有効期限と同じ期間
(3) 総合事業のみ実施する事業所・・・6年間

Q 3 総合事業の指定を受ける際の手数料はいくらか？

A

【新規指定】

- (1) 訪問型サービス…20,000円
- (2) 通所型サービス…25,000円

【指定更新】

訪問型サービス及び通所型サービス…10,000円

ただし、一体的に運営する訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護において、既に手数料を支払い済みの場合は免除制度があります。

Q 4 平成 29 年 4 月 1 日から新たに介護サービス（訪問介護又は通所介護）と総合事業を新規申請する場合の手続きは？

A 従来の指定サイクルに変更はありません。

前々月（2月）の15日までに事前協議を済ませて、前月（3月）15日までに申請書類一式を提出することになります。

Q 5 各種提出様式は既存のものを使用できるのか？

A すべて総合事業用の新様式になります。（指定申請書・更新申請書・変更届・廃止及び休止届・再開届）

Q 6 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定受付はいつまで行われるのか？

A 平成30年3月1日指定分までとなります。指定申請書類一式は平成29年2月15日までに提出してください。

Q 7 札幌市の被保険者に対して、市外の事業所がサービスを提供する場合の手続きは？

A 市外の事業所は、あらかじめ札幌市への指定申請手続きが必要です。また、報酬は札幌市の単価となります。

Q 8 他市町村の被保険者に対して、札幌市の事業所がサービス提供する場合の手続きは？

A 札幌市の事業所は、他市町村の指定申請手続きが必要です。また、報酬は他市町村の単価となります。